

橘校区地区防災計画

死ぬな！逃げろ！助けろ！



平成29年2月
橘校区連合自治会
橘校区自主防災会

はじめに

橘校区の皆さんには、日頃より地域の防災活動にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震、津波によって市町村の行政機能が麻痺してしまい、住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が避難所運営等において重要な役割を果たすなど、公助の限界が明らかになり、自助、共助及び公助があわさって初めて大規模災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識されました。

私たちは、地震を止める事も、雨風をコントロールする事もできません。しかし、事前に備えること、隣近所にちょっと気を配ることで災害を少なくすることは可能です。

こんな思いで橘校区地区防災計画策定協議会を立ち上げ、皆さんのご協力のおかげをもちまして、市内で初めて「地区防災計画」を策定することができました。

「橘校区地区防災計画」とは、橘校区にお住まいの皆さんが行う自発的な防災活動等についての計画です。自分たちの生命、財産を守るために主に共助（助け合い）について定めた計画のことをいいます。

本計画の目的は、皆さんで出し合った諸課題を対策計画に従って実行し、防災・減災活動を実際に進めることにあります。

今後、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、本計画に基づいた防災活動を実践・定期的な見直しを図り、継続的に地域防災力を向上させることで、被害を最小限に食い止められるよう、橘校区住民が一体となった運営を目指してまいりますので、より一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、策定協議会委員をはじめ橘小学校児童の皆さんには貴重なご意見とご協力をいただき、西条市危機管理課の皆さんには多大なご支援をいただき完成の運びとなりました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

平成29年2月

橘校区連合自治会長 難波江 孝男

橘校区自主防災会長 越智 孝治

— 目 次 —

1	目 的	1
2	基本方針	1
3	地域の概要	1
	(1) 構 成	1
	(2) 橘校区の人口・世帯数	1
4	地域の特性	2
	(1) 過去の災害	2
	(2) 想定される災害	2
	(3) 南海トラフ巨大地震による西条市の震度・津波高	3
	(4) 南海トラフ巨大地震の西条市の震度分布図	3
	(5) 南海トラフ巨大地震による西条市の被害想定	3
5	地域の課題	4
6	地域課題の現状	5
7	地域課題の対策	6
8	課題及び対策の対応	7
9	活動項目	9
10	平常時の活動	9
	(1) 組織の編成及び役割分担	9
	(2) 防災知識の普及・啓発	10
	(3) 地域の災害危険箇所の把握	10
	(4) 避難行動要支援者の対策	10
	(5) 防災資機材・備蓄物資の整備	11
	(6) 防災訓練	11
	(7) 人材育成	12

11 災害時の活動	12
(1) 情報収集・伝達活動	12
(2) 避難誘導活動	12
(3) 避難行動要支援者の避難支援	12
(4) 救出・救護活動	13
(5) 出火防止・初期消火活動	13
(6) 避難所開設・運営	13
(7) 炊き出し・物資の仕分け	13
12 活動目標と活動計画	14
(1) 年間活動計画（5ヶ年計画）	14
(2) 計画の見直し	14
13 巻末資料	15
(資料1) 橘校区自主防災会 規約	16
(資料2) 橘校区自主防災会 組織図	18
(資料3) 橘校区自主防災会 災害時連絡網	19
(資料4) 橘校区防災士連絡協議会会則	20
(資料5) 備蓄品一覧（橘公民館・橘小学校）	21
(資料6) 災害時における避難所に関する協定 （橘校区連合自治会・西条市農業協同組合橘支所）	22
(資料7) 災害時における避難所に関する協定 （橘校区連合自治会・宗教法人石鎚神社）	24
(資料8) 橘校区地区防災計画策定協議会 開催状況	26
(資料9) 橘校区地区防災計画策定協議会 名簿	27



1 目的

この計画は、橘校区における防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

2 基本方針

大規模な災害時には、市や消防等の「公助」が十分に対応できない可能性があり、西条市地域防災計画の「減災」の考え方を踏まえ、住民一人ひとりの自覚と努力により、できるだけ被害を最小限に食い止めるとともに、人命が失われないことを最重視した対策を講じる。

また、防災対策は、自分の命は自分で守る「自助」を実践した上で、地域で助け合う「共助」に努めることとし、行政による「公助」での補完体制を基本として、それぞれの責務と役割を果たし、本計画に基づく防災活動を実践する。

3 地域の概要

(1) 構成

橘校区は、連合自治会が12単位自治会（西田、新栄、西泉東、西泉中、西泉西、檜木東、檜木西、野々市東、野々市西、坂元、北山、相生）にて構成されている。校区の中心部には、橘小学校、橘公民館が存在し、平常時には、地域コミュニティの場として、また、災害時には避難所として活用されている。

また、平成21年8月26日には、橘校区在住の防災士で構成される「橘校区防災士連絡協議会」が設立され、連合自治会と連携し、橘校区の防災力向上に努めている。

(2) 橘校区の人口・世帯数

平成28年3月末現在

年齢	人口	構成比	年齢	人口	構成比
0～4歳	66人	3.33%	55～59歳	133人	6.70%
5～9歳	84人	4.23%	60～64歳	158人	7.96%
10～14歳	88人	4.44%	65～69歳	180人	9.07%
15～19歳	90人	4.54%	70～74歳	121人	6.10%
20～24歳	77人	3.88%	75～79歳	122人	6.15%
25～29歳	65人	3.28%	80～84歳	101人	5.09%
30～34歳	115人	5.79%	85～89歳	71人	3.58%
35～39歳	103人	5.19%	90～94歳	32人	1.62%
40～44歳	143人	7.20%	95～99歳	6人	0.31%
45～49歳	103人	5.19%	100～歳	2人	0.10%
50～54歳	126人	6.35%	合計	1,986人	

男	女	合計	世帯
979人	1,007人	1,986人	839世帯

65歳以上人口：635人
橘校区人口比：31.98%

4 地域の特徴

(1) 過去の災害

橋校区では、複数の小河川が地域内を流れており、内水の上昇により、住宅・農地の冠水はたびたび発生している。近年では、平成 16 年台風第 21 号時には、橋脚に流木が詰まり氾濫、住宅浸水・農地が冠水するなど全域に甚大な被害が発生した。

(2) 想定される災害

西条市では、大きな被害を及ぼす地震として、平成 25 年度に愛媛県が公表した愛媛県地震被害想定調査の南海トラフ巨大地震、芸予地震、中央構造線断層帯による地震、また、土砂災害警戒区域などで発生する可能性がある土砂災害などを想定している。

ア 主なため池

No	名称	所在地	貯水量	堤高	堤長
1	住吉池	坂元本郷	16,000 m ³	4.7 m	75 m
2	上寺池	坂元	9,000 m ³	5.0 m	130 m
3	庵ノ池	氷見尾土居	7,000 m ³	7.0 m	100 m
4	二並池	西田伊雑	10,000 m ³	10.0 m	55 m

イ 土石流危険溪流

No	地区	河川名		
		水系名	河川名	溪流名
1	西田	前神寺谷川	前神寺谷川	前神寺谷川東川
2	西田	前神寺谷川	前神寺谷川	前神寺谷川
3	西泉東	前神寺谷川	妹背川	赤谷川
4	坂元	中山川	払川	東払川
5	檜ノ木	中山川	払川	払川
6	北山	中山川	猪狩川	向猪狩川上川

ウ 地すべり危険箇所

No	地区	箇所名	河川名		
			水系名	幹川名	溪流名
1	坂元	坂元南	中山川	猪狩川	払川

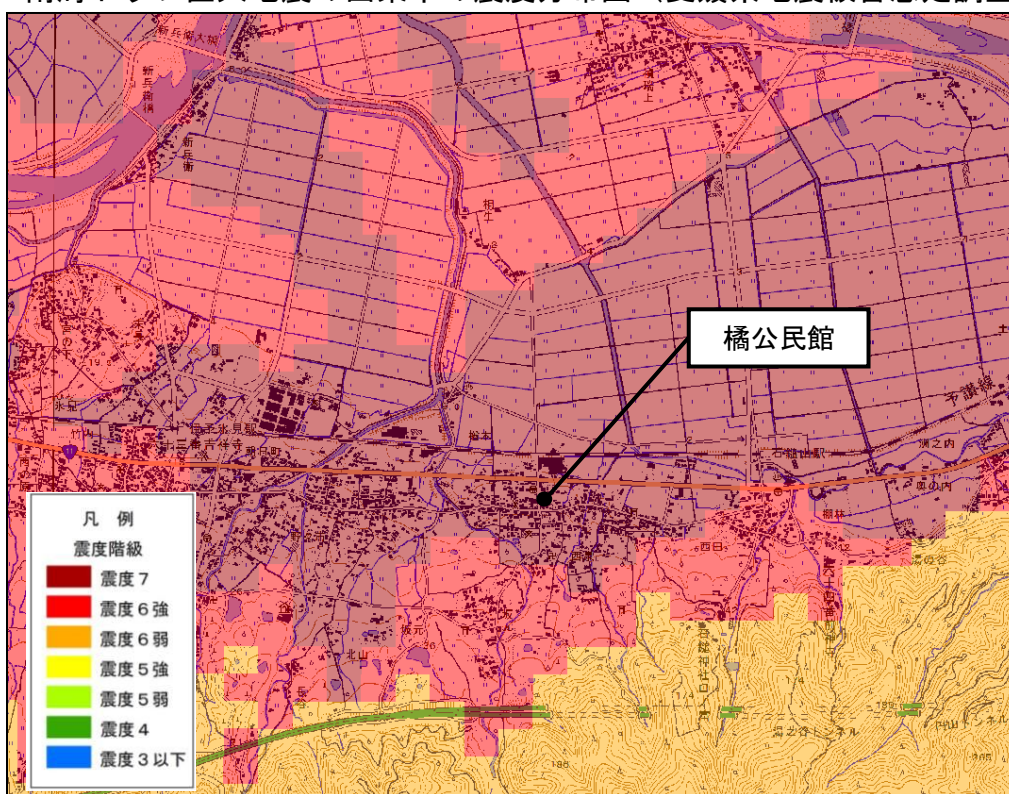
エ 土砂災害警戒区域（土石流）

No	地区	区域名	警戒区域	特別警戒区域
1	西田	前神寺谷川	H26. 3. 18 指定	H26. 3. 18 指定
2	西泉東	赤谷川	H26. 3. 18 指定	H26. 3. 18 指定
3	檜木	払川	H26. 3. 18 指定	H26. 3. 18 指定
4	棚林	薬師谷川	H26. 3. 18 指定	—

(3) 南海トラフ巨大地震による西条市の震度・津波高（愛媛県地震被害想定調査）

項目		西条市
最大震度		震度7
最大津波高		3.4 m
津波到達時間	海面変動±20cm	5分
	津波高+1m	222分
	最高津波高	461分
浸水面積	1cm以上	3,360 ha
	30cm以上	3,145 ha
	1m以上	2,649 ha
	2m以上	1,741 ha

(4) 南海トラフ巨大地震の西条市の震度分布図（愛媛県地震被害想定調査）



(5) 南海トラフ巨大地震による西条市の被害想定（愛媛県地震被害想定調査）

① 建物被害

項目	揺れ	液状化	土砂災害	津波	地震火災	合計
全壊	14,574 棟	1,466 棟	12 棟	3,890 棟	13,191 棟	33,132 棟
半壊	11,832 棟	1,866 棟	29 棟	3,814 棟	—	17,541 棟

② 人的被害

項目	建物被害	土砂災害	津波	火災	合計
死者数	826 人	1 人	2,592 人	230 人	3,648 人
負傷者数	5,179 人	1 人	82 人	121 人	5,383 人

5 地域の課題

区分	課題・過去の災害
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン（電気・水道・ガス・通信）の停止 ・避難所が狭い ・備蓄物資の保管場所の整備 ・各個人の非常持ち出し袋の準備ができていない ・避難所や各家庭の備蓄物資が少ない ・避難所の開設・運営が不安 ・停電時の対応 ・非自治会員に対する対応 ・防災意識が低い（普段からの心構え） ・避難所までの交通手段、避難経路の確保
地震津波	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋やブロック塀の倒壊のおそれ（負傷者が発生） ・火災の発生のおそれ（火傷による負傷者が発生） ・家具等の転倒のおそれ（負傷者が発生） ・安否確認が迅速にできるか ・応急手当できるか不安 ・家屋、ブロック塀等の倒壊により避難路が通行できない ・古いブロック塀や神社の鳥居の倒壊のおそれ ・空き家や旧耐震基準の古い家が多く倒壊のおそれ ・活断層が地域にある ・トイレが使用できなくなる ・液状化被害のおそれ ・津波による浸水のおそれ（海抜が低い箇所）
水害土砂	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の氾濫・決壊による浸水被害のおそれ ・河川の土石流のおそれ ・ため池の決壊のおそれ ・床上、床下浸水のおそれ ・道路が冠水して避難できない ・過去に橋に流木が詰まり氾濫した ・河川の堆積土砂による越水のおそれ ・砂防ダムの決壊のおそれ ・土砂災害警戒区域の土砂災害 ・排水ポンプ場が機能するのか ・排水路が狭い ・橋が通行できなくなると避難できなくなる
要支援	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者名簿による把握が必要 ・要支援者に対する支援者の確保 ・要支援者一人ひとりに対して避難時にどう助けるか ・自治会に車イスやリヤカーなど整備されていない

6 地域課題の現状

区分	課題に対する現状
地震・津波時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・古い家が多く耐震補強ができていない。 ・家具の転倒防止ができていない。 ・避難経路の安全が確認できていない。 ・空き家、ブロック塀等の倒壊で狭い道路が通行不可。 ・火災に対して消火器等の設置が十分ではない。 ・自主防災組織として何も準備できていない。 ・住民の安否確認の早期確認について不安がある。 ・津波の浸水する場所がわかっていない。
水害・土砂災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池の決壊の可能性はかなり高い。 ・排水路が小さい。 ・河川の堆積土砂を定期的に取り除くことが必要である。 ・橋に流木が詰まり氾濫するおそれがある。 ・土のう袋の用意ができていない。
避難所開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所は十分な場所が確保されるのか不安がある。 ・備蓄食料、物資は十分あるのか不安がある。 ・避難所開設・運営の役割分担ができていない。 ・避難所のトイレが使用できない場合対応できない。
自助・共助力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・日常会話の中で話し合い。 ・65歳以上の高齢者が約32%で、若い人が少なく共助が難しい。 ・各家庭の備蓄物資の用意ができていない。 ・自助、共助の話し合いは特別していない。
要支援者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の支援について誰が誰を支援するか決めていない。 ・要支援者一人ひとりの避難方法が決まっていない。 ・要支援者を運ぶ手段（担架、車いす等）がない。 ・要支援者の状況が把握できていないので対応できない。 ・隣近所の支援ができないか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・非自治会員の対応をどうしてよいかわからない。 ・家族の人数やペットの状況の把握ができていない。 ・電動ポンプ等資機材が不足している。

7 地域課題の対策

区分	課題に対する対策
地震・津波時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭で簡易トイレセットの備蓄に努める。 ・各家庭で耐震診断、耐震改修工事に努める。(耐震化対策) ・各家庭で家具の転倒防止に努める。(転倒防止対策) ・自治会で家具転倒防止グッズを共同購入し高齢世帯の設置を手伝う。 ・自治会回覧版による耐震商品、設置方法の紹介。(各家庭の対策周知) ・日頃から避難場所、避難路を確認しておく。(タウンウォッチング) ・空き家、ブロック塀、危険箇所点検。(タウンウォッチング) ・古い家屋、空き家等の倒壊防止を所有者に呼びかける。(倒壊家屋対策) ・初期消火訓練を定期的実施する。(防災訓練) ・津波に対する避難訓練を実施する。(防災訓練) ・津波避難場所をあらかじめ決めておく。
水害・土砂災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所点検及び避難経路の確認。(河川に近寄らない) ・河川の堆積土砂の撤去。(出水期前に見回りを実施) ・川の清掃を各自治会での実施に努める。 ・各家庭で土のう袋を準備する。 ・ため池えん堤の保全管理、補強に努める。
避難所開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設・運営マニュアルを作る。 ・役割分担を事前に話し合い決めておく。(年1回は開催) ・避難所開設・運営訓練、避難所運営ゲームHUGを実施する。(防災訓練) ・応急救護訓練を実施する。(防災訓練) ・避難所での救援物資の確保。(毎年少しずつ整備する) ・市指定避難所以外の避難所も検討する。
自助・共助力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭で飲料水、食料、日用品や医薬品等の生活必需品の備蓄に努める。(飲料水・食料は最低7日分、うち3日分は非常持出し用) ・自治会の会合等の中で住民の防災意識の啓発を図る。 ・自治会連絡網を整備する。(安否確認等に活用) ・自主防災組織の役割分担及び安否確認方法を決めておく。 ・自主防災組織の備蓄物資、防災資機材の整備拡充に努める。 ・毎年総会資料へ備蓄品一覧、防災資料の掲載に努める。
要支援者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会単位で名簿作成(更新)し把握に努める。 ・要支援者1人に対し、原則2人の地域支援者の選定に努める。 ・要支援者の安否確認、避難誘導訓練を実施する。(防災訓練) ・自治会に車イスやリヤカー等の整備に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会内でチェーンソー、一輪車、発電機など必要資機材の個人所有者を把握して、災害時に使えるようお願いする。 ・飲用井戸の把握に努める。 ・アマ無線局の開設、免許所有者のリスト作成に努める。

8 課題及び対策の対応

区分	No	課題	対策案	個人	自治会	校区
共通	1	・各家庭の備蓄物資・非常持ち出し袋の準備ができていない。	・家庭用の備蓄として、飲料水、日用品等は最低7日分(内3日分は非常用持ち出し)の確保に日頃から努める。	○		
			・毎年総会等の機会を通じて備蓄品・非常持出袋チラシを配布、啓発する。		○	
	2	・避難所の開設・運営が不安である。	・避難所運営マニュアルを作成する。			○
			・役割分担を事前に決めておく。		○	○
			・避難所運営ゲーム HUG 等訓練を実施する。		○	○
	3	・防災資機材や備蓄物資の整備、保管場所の整備。	・必要な資機材整備を検討する。		○	○
			・個人所有者を把握して、災害時に使えるようお願いする。		○	
	4	・防災意識が低い。	・防災説明会や防災訓練を実施する。		○	○
			・「防災士」を養成する。			○
			・「応急危険度判定士」を養成する。			○
地震 ・ 津波	1	・家屋やブロック塀の倒壊による負傷者が発生する。	・耐震診断、耐震改修工事の実施に努める。	○		
	2	・家具転倒による負傷者が発生する。	・家具の転倒防止、ガラスの飛散防止対策を実施する。	○		
	3	・火災による火傷、負傷者が発生する。	・初期消火訓練を実施する。		○	○
	4	・安否確認が迅速にできるか不安がある。	・自治会名簿を作成しておく。		○	○
	5	・応急手当できるか不安がある。	・応急救護訓練を実施する。		○	○
	6	・トイレが使用できなくなる。	・簡易トイレセットを準備しておく。	○	○	○
	7	・ライフライン（電気・水道・ガス・電話）が使用できなくなる。	・代替手段を準備しておく。 水道：保存水の備蓄 電気：発電機の整備 ガス：カセットコンロの整備	○	○	○
	8	・液状化や建物倒壊により避難路が使えない。	・複数の避難ルートを想定しておく。	○	○	
	9	・津波の浸水による負傷者が発生する。	・津波避難場所をあらかじめ決めておく。	○	○	
・避難訓練を実施する。				○	○	

区分	No	課題	対策案	個人	自治会	校区
水害 ・ 土砂 災害	1	・河川の氾濫、土石流による負傷者が発生する。	・早めの避難を心掛ける。	○	○	
			・災害を想定した避難訓練、応急救護訓練を実施する。		○	○
	2	・ため池の決壊による負傷者が発生する。	・早めの避難を心掛ける。	○	○	
			・決壊を想定した避難訓練、応急救護訓練を実施する。		○	○
	3	・土砂災害警戒区域の土砂災害による負傷者が発生する。	・早めの避難を心掛ける。	○	○	
			・災害を想定した避難訓練、応急救護訓練を実施する。		○	○
	4	・橋に流木が詰まり氾濫のおそれがある。	・早めの避難を心掛ける。	○	○	
	5	・床上、床下浸水のおそれがある。	・土のう袋を事前に備える。	○	○	
6	・道路の冠水、橋が通行できなくなると避難できなくなる。	・複数の避難ルートを想定しておく。	○	○		
7	・河川の堆積土砂による越水のおそれがある。	・出水期前に見回りを実施する。		○	○	
要支援	1	・要支援者名簿による把握が必要である。	・各自治会単位で名簿作成(更新)し、把握に努める。		○	
	2	・要支援者に対する地域支援者の確保が必要である。	・要支援者1人に対し、原則2人の地域支援者の選定に努める。		○	
	3	・要支援者一人ひとりに対して避難時にどう助けるか。	・要支援者避難訓練を実施する。		○	○
	4	・自治会に車イスやリヤカーなど整備されていない。	・資機材の整備に努める。		○	○

9 活動項目

災害発生時、地域住民が本計画に沿って適切に行動できるよう防災活動を実施する。防災活動は、災害が起きる前と起きた後によって異なることから、活動内容を平常時と災害時の2つに分けて作成する。

平常時では、「災害は必ず起きる」という想定のもと、災害を減らすことを主目的としての活動項目とする。

災害時では、災害の種類・状況に応じて、「誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」を整理し、体制等を明確にする活動項目とする。

10 平常時の活動

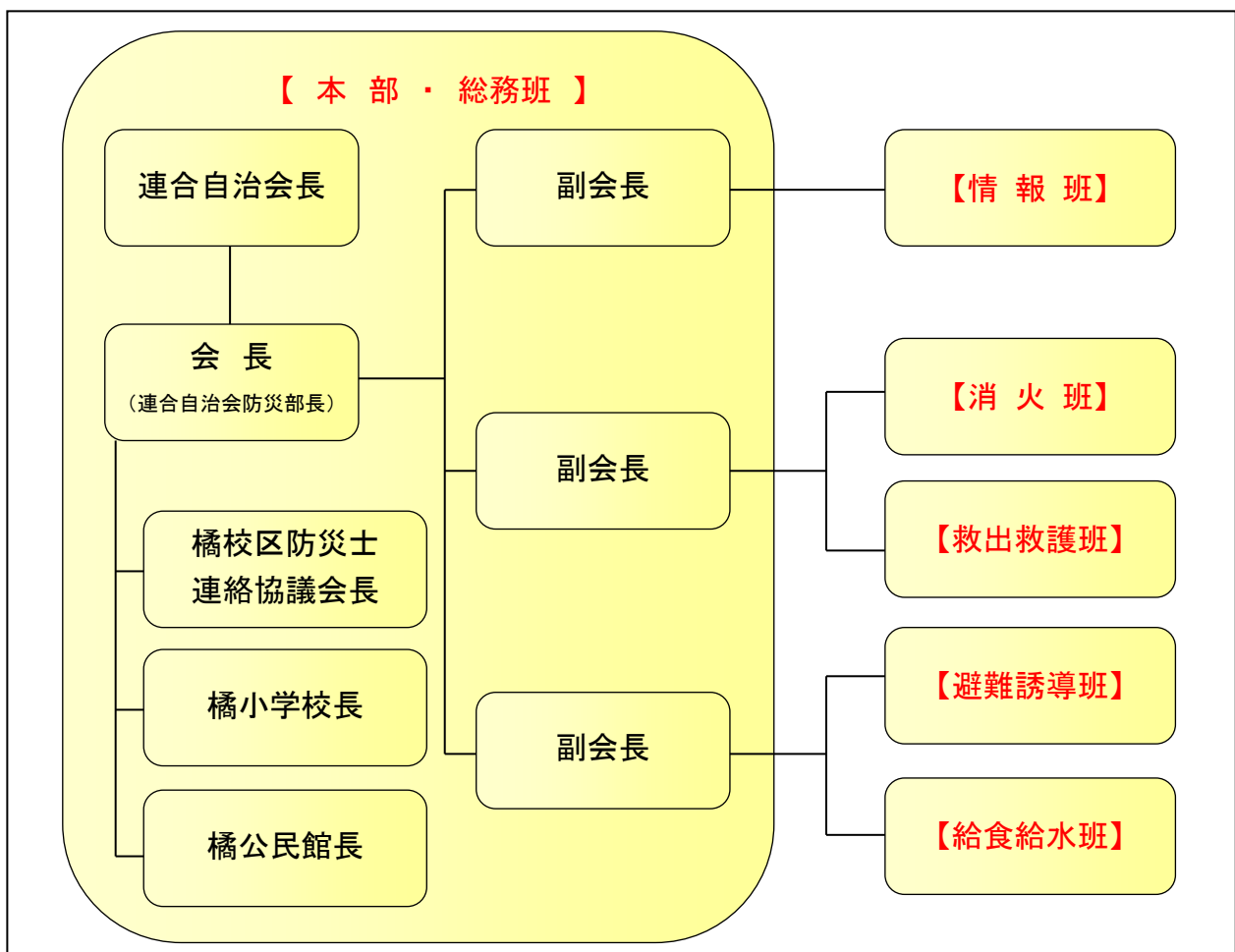
(1) 組織の編成及び役割分担

災害時の活動体制を組織化し、役割分担を決定しておくことは、地区内の限られた人材で被害を最小化したり、被災者を救助したりする上で、大変重要なポイントとなる。橘校区の各自主防災組織・橘校区防災士連絡協議会を中心にして、消防団・婦人会等と連携した組織編成を行い、班編成・役割分担を決めておくこととする。

また、組織図については、巻末資料に掲載し、随時見直ししていくこととする。

なお、避難所の運営については、「避難所開設・運営マニュアル」で定めた班編成に基づくこととする。

▼橘校区自主防災会組織図



▼班編成・役割分担

班名	平常時の役割	災害時の役割
本部 (総務班)	<ul style="list-style-type: none"> ○全体調整、関係機関との連携強化 ○規約、予算作成 ○役員会の開催 ○訓練等を含む活動全般の企画・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の設置 ○被害・避難状況の全体把握 ○活動の指示 ○全体調整、関係機関との連絡・調整
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災知識の普及、啓発 ○情報の収集、伝達用機材の準備と管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況等に関する情報収集、伝達 ○避難所設置に伴う勧告等の伝達
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○消火機材の整備・点検 ○初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火（消火器・バケツリレー等） ○地震時の出火防止の呼びかけ
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の知識の普及 ○救出応急手当用機材の整備・点検 ○応急手当等訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出や応急手当
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難経路の点検 ○避難行動要支援者の支援体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難誘導 ○避難行動要支援者の支援
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○給食機材や備蓄物資の整備・点検 ○炊き出し訓練、給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し等の給食・給水活動

(2) 防災知識の普及・啓発

ア 防災知識の普及

災害時に被害を最小限に食い止めるためには、校区住民全員が防災に関する正しい知識を持つ必要がある。そのために、自主防災組織及び防災士連絡協議会が中心となり、あらゆる場面で住民に知識や情報を伝える機会を増やすよう努める。

また、防災は生き抜くことが基本であり、地域住民の連携がなければ困難であることを認識し、その認識を住民一人ひとりが理解し災害に強い地域に一步近づくことができるように努める。

イ 家庭内対策の推進

- ・家族間で安否確認手段後、災害時の行動の確認が大切
- ・非常用持ち出し品の準備
- ・避難場所、避難路の確認
- ・緊急連絡カードの作成 など

(3) 地域の災害危険箇所の把握

日頃から地域に潜む危険箇所の把握は、災害に備える上で重要なことであり、情報を共有しておくことが必要である。(学校等と連携し危険箇所マップの作成)

(4) 避難行動要支援者の対策

避難誘導班を中心に、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったことから、

災害時には、自力で避難・移動が困難な高齢者、障がい者に対する近隣住民による安否確認や避難支援等の支援対策は、生死を分ける重要な課題となっている。

そこで、「西条市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、地域にいる避難行動要支援者を把握し、状況調査を行い、災害が起きた場合に避難する際の地域支援者等を予め依頼するなど避難支援体制の整備を講じる。

このような支援対策を実践する場合に、市の担当部局（危機管理課）との情報共有、民生児童委員・警察署・消防団等との連携などが重要なことであり、普段から訓練への参加や交流を深めておく必要がある。

(5) 防災資機材・備蓄物資の整備

大規模災害時には、行政機関による救助・対応等が遅くなることが想定されることから、様々な災害を想定し、必要な資機材を備えておくことが必要となる。

市から貸与された自主防災組織資機材を整備しているが、今後も計画的な整備を進める必要がある。

なお、備蓄物資は自主防災会の備蓄だけではなく、災害の基本である「自分の身は自分で守る」ことから、家庭における備蓄は、7日分を備えることとなっており、その内、3日分は非常持出用として準備に努める。

また、大規模災害には、個人による備蓄を持ち出すことが困難な場合も想定されることから、地域による備蓄（アルファ米・非常用保存水）についても計画的な整備に努めることとする。

【今後整備が必要な防災資機材・備蓄物資等】

No	資機材名	数量	備考
1	リヤカー	1台	要支援者の避難支援に活用する。
2	車イス	1台	要支援者の避難支援に活用する。
3	ストーブ	10台	避難所に活用する。
4	扇風機	10台	避難所に活用する。

(6) 防災訓練

実際に災害に直面したとき、適切な行動をとったり、判断をしたりすることは難しく、万が一の事態に遭遇しても落ち着いて行動できるように、繰り返し訓練を行うことが必要である。

そこで、橘校区では、複数の河川があることや土砂災害危険箇所を有することなどから、災害を想定した上で訓練内容を検討し、訓練を実施することとする。

通常の訓練（①避難訓練 ②消火訓練 ③救出救護訓練 ④炊き出し訓練 ⑤情報伝達訓練）以外にも、学校や関係機関と連携した訓練、興味を持って参加できるような訓練（災害図上訓練DIG、避難所運営ゲームHUGなど）を行うこととする。

(7) 人材育成

「災害は忘れた頃にやってくる」と言われており、明日起きるかもしれない、10年後、50年後かもしれないことから、災害に対する備えや訓練に終わりがなく、継続することで地域の防災力を高めていくことが大切である。

また、防災に関する知恵の伝承や地域のリーダーを育成していくことは、地域防災力を高め、持続していくために大変重要である。

そこで、小学生等の防災教育、学校と連携した防災訓練、防災士、応急危険度判定士等の資格取得研修講座の受講など、地域の人材育成に努める。

11 災害時の活動

災害時の組織体制（班体制）に応じた役割分担に応じて、連携・協力しながら、次の内容を中心に活動する。

(1) 情報収集・伝達活動

情報班を中心として、被害状況、行政からの連絡等を本部（総務班）へ報告するとともに、各班で必要としている情報を共有・伝達する。

ア 予め緊急連絡網を定め、避難情報や安否確認等を迅速に行えるようにする。

イ 気象情報・行政からの情報等を収集し、必要に応じて地区住民に速やかに伝達する。（自治会放送等）

ウ 消防団や住民からの被災状況等を収集する。

(2) 避難誘導活動

避難誘導班を中心として、地域住民や避難行動要支援者を避難所へ避難誘導及び避難支援を行う。

市役所からの「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令、気象台からの「特別警報」や土砂災害の事前兆候などの情報による避難行動を開始する場合、関係機関と協議し、避難者が安全に避難できるように、避難路の危険箇所等に注意して誘導を行う。

(3) 避難行動要支援者の避難支援

避難誘導班を中心として、地域住民や避難行動要支援者を避難所へ避難誘導及び避難支援を行う。

ア 災害の状況・被災地域及び被災するおそれのある地域などの情報を入手した場合、避難行動要支援者名簿の地域支援者に連絡する。

イ 避難行動要支援者等の安否について、地域支援者や緊急連絡網等を活用して、確認を行う。

ウ 地区住民から避難に関する支援・協力等の要望があった場合、避難誘導班等と連携して対応する。

(4) 救出・救護活動

救出救護班を中心として、地域住民の救出活動及び応急措置を行う。

- ア 情報収集活動と連携し、災害地域及び災害のおそれのある地域等の見回り等警戒に努める。
- イ 被災情報が入ったり、被災家屋・被災者等を発見したりした場合は、現場周辺状況を確認し、安全の確保をした上で、救出等の活動を行う。
- ウ 救出後、意識を確認し、意識があり自分で動ける程度の軽症であれば、班員付添いのもと、市の開設する救護所などに向かう。
- エ 意識はあるが、骨折等により自分で動けない場合は、応急措置をした後に担架・車いす等により救護所などへ搬送する。
- オ 意識がない場合には、心肺蘇生措置を行う。
- カ 人員及び保有資機材を勘案した結果、救出が困難だと判断した場合には、消防職員等の到着を待ち、指示に従う。

(5) 出火防止・初期消火活動

消火班を中心として、消防団等と連携して出火防止及び初期消火を行う。

- ア 各家庭において、地震等により避難する場合、ガス等の元栓を閉めるなどの出火防止に努める。
- イ 火災が起きた場合、初期の消火活動を協力して行うこととする。
- ウ 火の勢いが強く危険であると判断した場合は、速やかに現場を離れ、消防車の到着を待ち、消防職員の指示に従う。

(6) 避難所開設・運営

避難所については、「避難所開設・運営マニュアル」に基づいて活動する。

- ア 避難所の開設は、市職員が配置され開設することになっているが、大規模災害等により市職員の配置が遅れる等の事態も想定し、予め定められた地区住民が、避難所の安全（外観・内観の目視）を確認し、開放する。
- イ 避難住民の健康状況の確認をするとともに、避難者台帳を整備し、安否確認情報や避難者状況の報告に活用する。
- ウ 避難者の状況や数は、備蓄物資の配布等にも必要なため、各班で情報の共有に努める。
- エ 災害の状況により、避難所生活が長期化していくことも考慮し、避難所の運営は、できる限り避難住民が行えるように、リーダーを定め、役割分担等を行うようにする。

(7) 炊き出し・物資の仕分け

給食給水班を中心として、炊き出し、物資（水・食料・生活必需品）の仕分けを行う。

- ア 発災当初は、市の備蓄・地域の備蓄・個人の備蓄等を配布し、生命の維持に努める。（配布の際は、食物アレルギー等に注意し、女性用品など配布に一定の配慮

が必要なものは、女性から配布すること)

イ 翌日以降は、予め地域における米や野菜の提供者を決めておき、食料の確保を行い、炊き出し班による配給をできる限り行うようにする。

(その際、提供を受けた食料数と提供者を記録しておくこと。)

ウ 炊き出し班のみが従事することなく、避難住民も含めて、ローテーション等を作成し、一人当たりの負担を軽減することとする。

12 活動目標と活動計画

(1) 年間活動計画 (5ヶ年計画)

本計画の目的・基本方針を達成するため、次のような活動を行う。

実施年度	項目	具体的内容
平成 29 年度 (2017 年度)	防災知識の普及	・ 防災先進地研修
	避難行動要支援者の避難支援	・ 避難行動要支援者名簿の更新
	人材の育成	・ 防災士の養成
	避難誘導活動	・ 避難訓練の実施
	避難所開設・運営	・ 避難所開設・運営マニュアルの作成
平成 30 年度 (2018 年度)	防災知識の普及	・ 防災先進地研修
	避難行動要支援者の避難支援	・ 避難行動要支援者名簿の更新
	人材の育成	・ 防災士の養成
	避難所開設・運営	・ 避難所運営ゲームHUGの実施
平成 31 年度 (2019 年度)	防災知識の普及	・ 防災先進地研修
	避難行動要支援者の避難支援	・ 避難行動要支援者名簿の更新
平成 32 年度 (2020 年度)	防災知識の普及	・ 防災先進地研修
	避難行動要支援者の避難支援	・ 避難行動要支援者名簿の更新
平成 33 年度 (2021 年度)	防災知識の普及	・ 防災先進地研修
	避難行動要支援者の避難支援	・ 避難行動要支援者名簿の更新

課題を解決するために次の活動を今後順次行う。

優先順位	活動内容	目標時期
1	・ 防災資機材・備蓄物資の充実	平成 29～33 年度
2	・ 河川の堆積土砂の撤去	平成 29～33 年度

(2) 計画の見直し

本計画は、災害を地域の力で乗り越えるために、防災訓練の実施結果等を検証し、地域情勢の変化などを踏まえて、いざという時に役立つ計画として随時見直しを行うこととする。

13 卷末資料

- (資料1) 橘校区自主防災会 規約
- (資料2) 橘校区自主防災会 組織図
- (資料3) 橘校区自主防災会 災害時連絡網
- (資料4) 橘校区防災士連絡協議会 会則
- (資料5) 備蓄品一覧 (橘公民館・橘小学校)
- (資料6) 災害時における避難所に関する協定
(橘校区連合自治会・西条市農業協同組合橘支所)
- (資料7) 災害時における避難所に関する協定
(橘校区連合自治会・宗教法人石鎚神社)
- (資料8) 橘校区地区防災計画策定協議会 開催状況
- (資料9) 橘校区地区防災計画策定協議会 名簿

橘校区自主防災会 規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、橘校区自主防災会（以下「本会」という。）と称し、事務所を、橘公民館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。

(会員)

第4条 本会は、橘校区住民をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 班長 若干名
- (4) 副班長 若干名
- (5) 班員 若干名

2 役員は、橘校区連合自治会長及び橘校区各種団体連絡協議会長が協議して任命する。

3 会長は、役員の内選による。

4 副会長、班長、副班長及び班員は、会長が指名する。

(役員の内選)

第6条 役員の内選は2年とし、再任することができる。ただし、補欠役員の内選は、前任者の残任期間とする。

(役員の内務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指示

を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。また、各班活動の指示を行う。
- 3 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、担当班活動の指示を行う。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、役員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 地区防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び班長で構成する。

- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。
- 3 幹事会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(地区防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。

- 2 地区防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
 - (6) その他必要な事項。

附 則

この規約は、平成29年2月23日から実施する。

橘校区防災士連絡協議会 会則

1. 名称

本会は「橘校区防災士連絡協議会」とする。

事務局は橘公民館内におく。

2. 目的

本会は、会員相互の親睦を図り、自らの防災に関する知識と技術の修得、並びに情報交換することにより、橘校区の防災に貢献することを目的とする。

3. 構成

本会は、目的に賛同する防災士で構成する。

4. 事業及び活動

本会は、2の目的を達成するために、次の事項を行う。

- (1) 会員相互の親睦をはかる。
- (2) 防災に関する講習、学習会等に関すること。
- (3) 橘校区内の防災に関する勉強と啓発に関すること。
- (4) 市行政、各自主防災組織との連携に関すること。
- (5) その他必要なこと。

5. 会議

本会は、4の事業及び活動を行うために、半期毎に開催する。また、必要に応じて開催することが出来る。

6. 議決

会議における決議事項は、構成員の半数以上の出席を得て、その過半数をもって決する。

7. 役員

本会に、橘校区防災士連絡協議会を代表する、会長1名をおく。会長は5の会議の議長となる。

8. 役員を選任

会長の選任は、5の会議において選任する。

9. 役員任期

役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。また、役員に欠員が生じた場合は、5の会議において選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。

10. 運営

本会は、会費は取らない。但し、経費が生じる場合は、前もって5の会議に諮る。

附則

この会則は平成21年8月26日より施行する。

(資料5)

備蓄品一覧 (橘公民館・橘小学校)

平成 29 年 1 月 31 日現在

No	用途	品目	橘公民館	橘小学校
1	寝具類	毛布	40 枚	40 枚
2	衛生品類	簡易トイレ	7 台	12 台
3		専用テント	2 張	2 張
4		防臭凝固剤	100 回分	200 回分
5	防災資機材	発電機	1 台	1 台
6		投光器	1 台	1 台
7		備蓄倉庫	1 棟	1 棟
8		防災井戸	—	1 基
9		ガソリン携行缶	1 個	1 個
10	雑品類	手回し発電式ラジオ	5 台	5 台

災害時における避難所に関する協定

西条市域で、台風若しくは地震等による非常災害が発生した場合は又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、西条市農業協同組合橘支所（以下「甲」という。）と橘校区連合自治会（以下「乙」という。）は地域住民の安全確保のための避難施設として、甲の所有する施設及び土地の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（対象施設及び土地）

第3条 対象とする施設は、甲の所有する支所二階フロア及び同敷地駐車場とする。

2 施設の安全な使用のため、避難所として使用させる範囲及び収容人員は、災害時の状況に応じ、甲の活動を妨げない範囲で甲乙協議の上、決定する。

3 乙は、前項の決定を遵守し、施設を適切に使用する。

（避難所の開設）

第4条 乙は、地域住民に避難の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて甲に対し予め連絡し、前条に定める施設の可否について確認するものとする。ただし、突発的な災害の発生により被災した地域住民が施設に避難してきた場合において、甲の職員がいるときは直ちにこれを受け入れる。

2 乙は、甲の所有する施設を避難所として使用するときは、その旨を西条市に連絡する。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲、乙が共同で行うものとする。

2 施設の開閉は甲の責任において行うものとする。

3 施設の使用期間は、原則として避難勧告等の発令の日から解除の日までの間とする。

ただし、発生した被害の状況により期間延長等の必要があるときは、その都度甲乙協議して決定する。

（経費の負担）

第6条 避難所の開設に係る施設借用費用は、無償とする。

2 乙は、避難所の運営に関して、やむを得ず甲の所有する備品等を使用したとき、その経費を負担するものとする。

- 3 乙は、避難住民が甲の施設及び備品等を破損、毀損、汚損又は紛失したときは、賠償の責を負う。
- 4 前項の規定による賠償額について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その額を決定するものとする。

(避難所の閉鎖及び現状回復)

第7条 乙は、甲の管理する施設の避難所としての使用を終了するときは、甲及び西条市に報告するとともに施設を現状に復するものとする。

(個人情報保護)

第8条 甲は、避難所の開設によって知り得た個人情報の保護に努め、みだりに開示してはならない。

(責任連絡者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては橘支所所長とし、乙においては乙の会長とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1ヵ月前までに、甲乙いずれからも解除の申し入れがないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月27日

甲 西条市檜木 西条市農業協同組合
橘支所 所長 高橋 拡光

乙 西条市檜木
橘校区連合自治会長 難波江 孝男

災害時における避難所に関する協定

西条市域で、台風若しくは地震等による非常災害が発生した場合は又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、石鎚神社（以下「甲」という。）と橘校区連合自治会（以下「乙」という。）は地域住民の安全確保のための避難施設として、甲の所有する施設及び土地の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（対象施設及び土地）

第3条 対象とする施設は、甲の所有する石鎚神社会館及び駐車場4か所とする。

- 2 施設の安全な使用のため、避難所として使用させる範囲及び収容人員は、災害時の状況に応じ、甲の活動を妨げない範囲で甲乙協議の上、決定する。
- 3 乙は、前項の決定を遵守し、施設を適切に使用する。

（避難所の開設）

- 第4条 乙は、地域住民に避難の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて甲に対し予め連絡し、前条に定める施設の可否について確認するものとする。ただし、突発的な災害の発生により被災した地域住民が施設に避難してきた場合において、甲の職員がいるときは直ちにこれを受け入れる。
- 2 乙は、甲の所有する施設を避難所として使用するときは、その旨を西条市に連絡する。

（避難所の管理）

- 第5条 避難所の管理運営は、甲、乙が共同で行うものとする。
- 2 施設の開閉は甲の責任において行うものとする。
 - 3 施設の使用期間は、原則として避難勧告等の発令の日から解除の日までの間とする。ただし、発生した被害の状況により期間延長等の必要があるときは、その都度甲乙協議して決定する。

（経費の負担）

- 第6条 避難所の開設に係る施設借用費用は、無償とする。
- 2 乙は、避難所の運営に関して、やむを得ず甲の所有する備品等を使用したとき、その経費を負担するものとする。

- 3 乙は、避難住民が甲の施設及び備品等を破損、毀損、汚損又は紛失したときは、賠償の責を負う。
- 4 前項の規定による賠償額について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その額を決定するものとする。

(避難所の閉鎖及び現状回復)

第7条 乙は、甲の管理する施設の避難所としての使用を終了するときは、甲及び西条市に報告するとともに施設を現状に復するものとする。

(個人情報保護)

第8条 甲は、避難所の開設によって知り得た個人情報の保護に努め、みだりに開示してはならない。

(責任連絡者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては石鎚神社宮司とし、乙においては乙の会長とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1ヵ月前までに、甲乙いずれからも解除の申し入れがないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成29年1月23日

甲 愛媛県西条市西田甲797
宗教法人石鎚神社宮司 武智 正人

乙 西条市檜木
橘校区連合自治会長 難波江 孝男

平成28年度 橘校区地区防災計画策定協議会 開催状況

検討会	日程	場所	内容
キックオフ会議	7月16日 (土) 19時30分	橘公民館	○地区防災計画策定の経緯、趣旨説明 ○橘校区の取り組み状況 ○地区防災計画策定方針、スケジュール
第1回	8月20日 (土) 19時30分	橘公民館	○地域の災害と被害について 地域で起こりうる災害と被害を確認する。
第2回	9月23日 (金) 19時30分	橘公民館	○災害時の課題の確認 災害特性、社会特性の課題について、現状・対策を検討する。
第3回	10月29日 (土) 9時00分	橘公民館 各エリア	○災害時の対策（タウンウォッチング） 地域まち歩きを行い、地域の危険個所課題を調査する。
第4回	11月24日 (木) 19時30分	橘公民館	○タウンウォッチングの結果整理 地域の危険個所、地域課題について情報を共有する。
第5回	1月18日 (水) 19時30分	橘公民館	○地区防災計画（案）の作成・修正 活動内容をまとめ、計画内容を検討・意見を反映する。
第6回	2月23日 (木) 19時30分	橘公民館	○地区防災計画の取り組み発表 成果品を発表し、計画内容を地域関係者と共有する。

改定履歴	
策 定	平成 2 9 年 2 月 2 3 日
改 定	年 月 日

橘校区連合自治会・橘校区自主防災会
(事務局：橘公民館)

TEL：0897-57-9543